第１号様式（第３条関係）

　　年　　月　　日

　公益財団法人２１あおもり産業総合支援センター理事長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　補助申請者　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　印

青森県スタートアップ補助金事業申請書

　　　年度において実施する青森県スタートアップ補助金事業について、補助金の交付を受けたいので、青森県スタートアップ補助金交付要領に定める要件等の全てを了解した上で、下記１の書類を添えて提出します。

また、当社は「青森県スタートアップ補助金」の交付を受ける者として、下記２のいずれの事項にも該当しません。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、意義は一切申し立てません。

記

１　提出書類

（１）事業計画書（第２号様式）

（２）暴力団排除に関する誓約事項（第３号様式）

（３）会社の概要がわかる書類（会社概要、パンフレット等）

（４）申請者の定款（個人事業主である場合は、開業届）及び登記事項証明書

（５）申請者の直近２期分の決算報告書

（６）見積書（契約金額に関わらず、１件の発注ごとに提出）

（７）センター理事長が必要と認める書類

　　※創業間もない事業者の場合は、（５）の決算書は提出可能な分を提出。なお、創業後１年未満の場合は、開業から直近までの月別事業収入がわかる売上台帳等を添付するものとする。

　　※創業前の者は、（１）、（２）、（６）及び（７）のほか、創業計画案を別途提出すること。

２　補助金の交付を受ける者として不適当な者

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であるとき。

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（５）過去に補助金等の不正使用等事案がないこと。